

令和4年（ワ）第45号 損害賠償請求事件

原告 芹川輝男 外95名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

第31準備書面

（被告準備書面（38）の求釈明に対する回答）

令和6年10月31日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小野寺利孝



同 鈴木堯博



同 広田次男



同 米倉勉



同 鈴木延枝



同 佐藤剛志



同 菅野哲



同 磯 秀 一 良



同 永 山 健 太 郎



同 大 木 裕 生



同 櫛 田 啓



同 三 浦 学 人



原告ら訴訟復代理人弁護士 杉 原 悠 記 子



外

第1 本準備書面の目的

本準備書面は、主に被告準備書面（38）の第3記載の求釈明事項に対する回答をおこなうものである。

第2 被告の主張に関して

被告による、原告らに精神的損害を認める余地がないという主張、原告らが平穏な生活を回復しているという主張について、否認ないし争う。

第3 求釈明事項に対する回答

1 求釈明事項1（以下「被告求釈明」）について

- （1） 被告求釈明は「原告の陳述書によれば、「鈴木造船所」は、原告が統合失調症を発病した頃（昭和62年頃と思われる）から間もなくして閉鎖されたとのことであるが（甲C32第11号証・2頁）、他方、訴

外亡父は平成22年時点でも「鈴木造船所」を営んでいたことを前提に被告に対して逸失利益を請求している。そのため、訴外亡父が「鈴木造船所」をいつまで営んでいたのか、正確な事実関係を明らかにされたい」としている。

- (2) 甲C32第11号証・2頁は、「その後、約10年近くに亘り、精神科のある広野町の養高会高野病院への入通院を繰り返す事となりました」「私の発病後間もなく（正確な年数は記憶がない）鈴木造船所は、父の老令化もあり閉鎖されました」と記載されている。

2 上記求釈明を受け、電話・手紙により原告鈴木弘美に確認したところ、以下の回答であった。

- (1) 自分の統合失調症の罹患は、23歳（昭和55年）頃と思う。
- (2) その直後、一時的に鈴木造船所の営業はしなかった。
- (3) その後、訴外亡父は1人で細々と鈴木造船所の営業を継続した。
- (4) やがて、自分も週の内半分くらいは、発病前のように終日ではないが、数時間は働けるようになった。時には病院から通って造船所の仕事を手伝った時期もあった。
- (5) 原告鈴木弘美の発病前と比較すると売上げ等は相当減ったが、「3.11」の事故時まで鈴木造船所は営業を続けていた。
- (6) 鈴木造船所が営業不能となったのは、原発事故によるものである。
- (7) 従って、訴外亡父が鈴木造船の逸失利益を請求するのは当然と思う。

3 従って、甲C32第11号証・2頁の(4)6行目、7行目を上記2の趣旨に訂正する。

以 上